

神田山長生園介護プランニング運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人藤田長生会が開設する神田山長生園介護プランニング（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業所」という。）は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。
2. 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の所在地)

第3条 事業所の所在地は、広島市東区牛田新町一丁目18番1号とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとし、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 3名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室 自宅等

(2) 使用する課題分析票の種類 MDS-HC方式、包括的自立支援プログラム
日本社会福祉士会方式、日本介護福祉士会方式
日本訪問看護推進財団方式

(3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の相談室 自宅等

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
2. 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から居宅まで1kmにつき20円もしくはその公共交通機関の実費を徴収する。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、①東区、②中区、③南区、④西区、⑤安佐南区、⑥安佐北区とする。※①～⑥一部地域を除く。

(介護給付費等の根拠となる記録の保管管理)

第10条 サービス提供記録及び、介護給付費等に係る書類は、サービス終了後5年保存するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

(相談・苦情に関する対応)

第12条 事業所は、指定居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスの提供に係る利用者及び家族からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切な対応のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

- 第13条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止のための措置)

第14条 事業所は虐待の発生又は、再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活

用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的開催する。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2. 事業所は、当該事業所従業者又は、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を、利用者、家族にあらかじめ説明し同意を得、記録するものとする。

(感染症)

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所に置いて、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント)

第18条 事業所は、適切な指定居宅介護支援等を提供する観点から、事業所内や利用者等との関わりにおいて行われる性的な言動、または優越的な関係を背景とした言動等であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条

1. 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 広島市介護支援専門員連絡会議の研修

(2) その他の連絡会議、研修

2. 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3. 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4. この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人藤田長生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

| | |
|------------------|--------------------------|
| 平成 24 年 4 月 1 日 | 従業者の員数及び営業時間の改正 |
| 平成 24 年 5 月 1 日 | 従業者の員数及び営業時間の改正 |
| 平成 25 年 4 月 1 日 | 指定居宅介護支援の提供方法（改正と追加） |
| 平成 25 年 6 月 1 日 | 従業者の員数改正 |
| 平成 26 年 4 月 1 日 | 従業者の員数改正 |
| 平成 27 年 1 月 1 日 | 従業者の員数改正 |
| 平成 27 年 2 月 16 日 | 従業者の員数改正 |
| 平成 27 年 3 月 16 日 | 従業者の員数改正 |
| 平成 27 年 4 月 1 日 | 従業者の員数改正 |
| | 虐待防止に関する事項追加 |
| 平成 27 年 5 月 1 日 | 従業者の員数改正 |
| 平成 27 年 11 月 1 日 | 従業者の員数改正 |
| 平成 28 年 4 月 1 日 | 従業者の員数改正 |
| | 営業時間変更 |
| 平成 29 年 3 月 16 日 | 従業者の員数改正 |
| 平成 29 年 4 月 1 日 | 従業者の員数改正 |
| | 役員の氏名等 |
| 平成 29 年 6 月 1 日 | 従業者の員数改正 |
| 平成 29 年 7 月 20 日 | 従業者の員数改正 |
| 平成 29 年 8 月 13 日 | 従業者の員数改正 |
| 平成 29 年 12 月 1 日 | 従業者の員数改正 |
| 平成 30 年 1 月 1 日 | 従業者の員数改正 |
| 平成 30 年 4 月 1 日 | 管理者、従業者の員数改正 |
| 平成 31 年 4 月 1 日 | 管理者、従業者の員数改正 |
| 令和 1 年 6 月 1 日 | 従業者の員数改正 |
| 令和 2 年 1 月 1 日 | 従業者の員数改正 虐待防止に関する事項 |
| | 介護給付費等の根拠となる記録の保管管理事項の追加 |
| 令和 2 年 4 月 1 日 | 従業者の員数改正 |
| 令和 3 年 11 月 1 日 | 従業者の員数改正 |
| 令和 4 年 12 月 15 日 | 従業者の員数の改正 |
| 令和 5 年 1 月 1 日 | 従業者の員数の改正 |
| 令和 5 年 5 月 16 日 | 従業者の員数の改正 |
| 令和 6 年 4 月 1 日 | 第 10 条以降 条文の追加・文言の整理 |
| 令和 7 年 4 月 1 日 | 通常の実業の実施地域の変更 |
| 令和 7 年 6 月 1 日 | 第 8 条 2 の条文追加 |
| 令和 7 年 10 月 1 日 | 従業者の員数の改正 |
| 令和 7 年 10 月 1 日 | 従業者の員数の改正 |

- 1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置
 - ・相談又は苦情の受付窓口は神田山長生園介護プランニングを常設の窓口とし、介護支援専門員が随時、迅速に対応する。
 - ・
- 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
 - ・自ら提供した指定居宅介護支援事業に係わる介護サービス計画および居宅サービス又はこれに相当するサービスに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
 - ・苦情内容および状況を的確に把握するために、苦情処理を担当する者が必要に応じて訪問調査を行い、調査結果に基づいて、利用者本位の観点、公正中立の立場から改善すべき事項の処理を迅速に行い、各居宅サービス事業者、行政機関との連携を図りながら行う。また、内容によっては、サービス担当者会議の開催、介護保険審査会に審査請求を行う協力をする。
 - ・提供した居宅介護支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼、又は市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導、助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - ・自らが介護サービス計画に位置付けした居宅サービス又は、これに相当するサービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して利用者に対し必要な援助を行う。又、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等（居宅介護支援事業者の場合記入）
 - ・利用者本位の観点、公正中立の立場から改善すべき事項についてサービス事業者に対して改善すべき事項の改善を申し入れる。必要に応じてサービス担当者会議を開催する。
 - ・申し入れ、サービス担当者会議によっても改善の見られないサービス事業者は事業者の変更を行う。

関係市町村並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携内容

1. 介護支援サービスを実施するに当たって、要介護者などの介護サービス計画の作成や実施を円滑に進めていくために、医療、保健、福祉及び関係市町村との連携を図っていく。
2. 関係市町村並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携では、公正中立、利用者本位を基本とする。

3. 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容などの情報収集を広く行っていく。
4. 関係行政機関と連絡を密にとりながら連携をし業務の推進を図る。また、関係行政機関からの指導、助言があればこれに従う。
5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体と連携を図り、緊急時及び定期的に情報交換を行う。
6. 保健医療サービス及び福祉サービス等で利用者およびその介護者等に提供するサービス担当者が参加するサービス担当者会議を開催し、利用者に一元化したサービス提供を図る。
7. 各サービス提供主体と連携を進めるに際して、個々の専門職種が要介護者等に関する課題分析の内容や決定した介護サービス計画を共有し、共通した援助目標を持ち、役割分担を明確にし、それぞれの業務を担う。